

宮崎における最低賃金の新動向

丸山亜子

The Minimum Wage in Miyazaki

Ako MARUYAMA

はじめに

2017年度の宮崎県最低賃金は、前年度よりも23円引き上げられ、737円となった（発効日：2017年10月6日）。23円という上げ幅は、過去最高の金額である。また、前年度の引き上げ額は21円であり、その上げ幅は過去二番目に大きい。

他方で、最低賃金が上がっているのは宮崎県だけにとどまらない。日本全国で最低賃金はこれまでになく上昇傾向にあり、そのなかで、宮崎県の最低賃金額は、過去最高の上げ幅にもかかわらず、前年度に引き続き、2017年度も全国最下位に位置づけられる。

なぜ、宮崎県の最低賃金はこうした状況に置かれているのであろうか。その答えの鍵は、最低賃金の決定方法にある。最低賃金の決定方法は、近年大きく変わりつつある。本論文では、まず、各都道府県で一律に決められる地域別最低賃金の決定方法に焦点を当て、宮崎の地域別最低賃金がどのような状況に置かれており、そこにいかなる問題があるかを明らかにする。

さらに、最低賃金には、地域別最低賃金にくわえて、業種ごとに定められる特定（産業別）最低賃金が存在し、宮崎県の特定（産業別）最低賃金の状況にも変化が見られる。したがって、特定（産業別）最低賃金の動向についても考察の対象とする。

これまでも、地域別最低賃金・特定（産業別）最低賃金を対象にした分析は一定程度存在する¹。しかし、そのほとんどは、日本全体の最低賃金のあり方を問うものであり、各都道府県で実際に最低賃金が適切に設定されているかまで検討した例は少ない²。最低賃金が全国一律額とされておらず、また、企業規模や経済情勢等、都道府県ごとに最低賃金を取り巻く状況が異なる以上、日本全体についての分析のみでは、とても十分とはいえない。とりわけ、宮崎県のように全国最低ランクに置かれた最低賃金が今後どうあるべきかを考えるにあたり、宮崎の最低賃金の動向に焦点を当てた本論文は一定の示唆を与えるものとなろう。同時に、最低賃金制度および最低賃金法に含まれるさまざまな問題の解決の手がかりをも見いだすことを本論文の目的とする。

1. 最低賃金の決定過程および宮崎の最低賃金の概要

最低賃金はどのような過程を経て決まるのだろうか。毎年、決定した引き上げ額については報道がなされるものの、その決定過程は意外に知られていないため、まず、地域別最低賃金の決定過程について概略を述べる。地域別最低賃金は、その都道府県の労働者に対し、賃金の最低額を保障するものであり、最終的には各都道府県単位で定められる。しかし、各都道府県の地方最低賃金審議会が最低賃金額を単独で自由に設定できるわけではなく、まず、中央最低賃金審議会により、全国をA～Dの4つのランクに分けた上で、当該年度の引き上げ額につきランクごとに目安が示される。たとえば、2017年度に示された目安は、Aランク26円、Bランク25円、Cランク24円、Dランク22円となっている。宮崎県はDランクに位置づけられているため、中央最低賃金審議会の22円という目安額を参考にしつつ、宮崎地方最低賃金審議会が2017年度の宮崎県最低賃金の引き上げ額が審議された。審議の結果、引き上げ額を23円にする旨、宮崎地方最低賃金審議会が宮崎労働局長に答申し、発効日を待って最低賃金が737円にと引き上げられている。

特定（産業別）最低賃金³は、地域別最低賃金よりも上回る額を一定の事業について最低賃金として設定するものであり、地域別最低賃金とは異なり、中央による目安設定はなされない。そもそも、いかなる業種に特定最低賃金を設定するかは、各都道府県の最低賃金審議会の判断に委ねられており、その結果、特定（産業別）最低賃金が定められている業種は、都道府県ごとに多種多様なものとなっているのである。たとえば、宮崎県ではこれまで、①「宮崎県部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業」②「宮崎県各種商品小売業」③「宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」④「宮崎県自動車（新車）小売業」の4業種に、特定（産業別）最低賃金を設定していた。例年、これら4業種につき改正の申し出を受け、宮崎地方最低賃金審議会が改正の必要性の有無について審議を経て、改正の必要性ありとされてきたためである。しかし、2016年度および2017年度の宮崎地方最低賃金審議会では、①・②につき改正の必要性なしとされ、③・④についてのみ特定（産業別）最低賃金を決定している（詳細については4で述べる）。2016年度の③は740円、④は767円となっており、2016年度の地域別最低賃金714円を相当程度上回っている。

2. 宮崎県の最低賃金額の推移

1で述べた過程を経て決定される最低賃金の額は、これまでどのように推移してきたのだろうか。

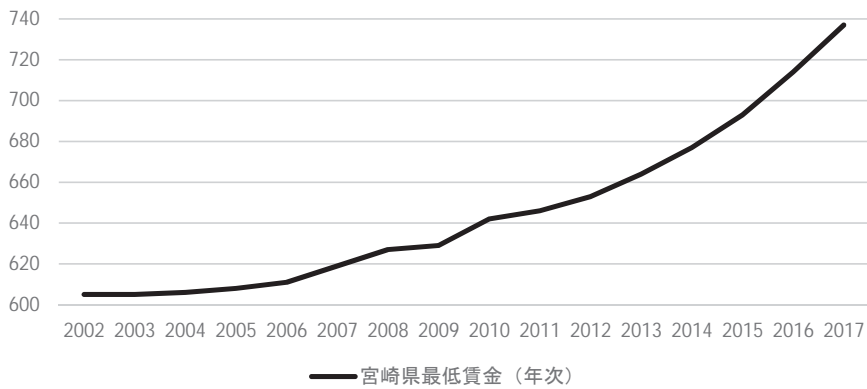
図1⁴ 地域別最低賃金（宮崎）の推移

図1からわかる通り、宮崎県の最低賃金は、2002年度以降、ほぼ横ばいの状態で微増していたのが、2007年度から上昇を始め、2013年度以降、急上昇を遂げている。その理由としては、第一次安倍政権下の2007年最低賃金法改正、および第二次安倍政権下での一億総活躍プラン等において最低賃金の引き上げの必要性が政府の方針として強く打ち出されたことにより、中央最低賃金審議会が示した目安額が大幅に上昇していることが挙げられる（図2）。

年度	目安額（Dランク）	宮崎県の最低賃金引き上げ額
2002	示さず	1
2003	0	0
2004	示さず	1
2005	3	2
2006	2	3
2007	6~7	8
2008	7	8
2009	示さず	2
2010	10	13
2011	1	4
2012	4	7
2013	10	11
2014	13	13
2015	16	16
2016	21	21
2017	22	23

図2 目安（Dランク）の推移および地域別最低賃金（宮崎）の引き上げ額

こうした地域別最低賃金の動向は、特定（産業別）最低賃金額の決定にも大きな影響を与えている。上述したとおり、特定（産業別）最低賃金自体については中央による目安額の提示がないとはいえ、特定（産業別）最低賃金の決定および改正にあたっては、地域別最低賃金を上回る額を定めなければならないとされる（最低賃金法16条）ことから、例年、8月に審議・決定されたばかりの地域別最低賃金の額をにらみつつ、10月からの特定（産業別）最低賃金の審議にあたることとなる。

3. 地域別最低賃金の問題点

1および2にて、宮崎県の最低賃金の決定プロセスおよび最低賃金額の動向を概括した。最低賃金は、全国一律に適用される最低賃金法に基づき決定されるものであるため、宮崎県固有の問題は生じがたいように思われるかもしれない。しかし、以下の理由から、実際はさまざまな問題および困難が生じている。その理由として挙げられるのは、第一に、中央でまず目安を定めるという目安制度により「ひずみ」が生じていること、第二に、2007年最低賃金法改正によって導入された、最低賃金額を生活保護費が下回らないようにするという、生活保護との比較方法に問題があること、第三に、各都道府県の企業規模および経済情勢等の違いにより、最低賃金の持つ意義がそれぞれに異なっていることである。これら三点を中心に、まず地域別最低賃金の問題点について述べる。特定（産業別）最低賃金の問題点については、その後で言及する。

3-1 「目安」の持つ意味の変化

目安制度が宮崎県の地域別最低賃金に及ぼしている影響およびその問題点を見るにあたり、目安制度の導入経緯をまず確認する。1977年12月15日に中央最低賃金審議会が出した答申によると、都道府県ごとの地方最低賃金審議会が最低賃金を独自に審議決定する方式は、地域間、産業間等の賃金格差がかなり大きいことを考えると、「地域特殊性を濃厚に持つ低賃金の改善に有効」であるが、全国的な整合性に欠けるため、中央最低賃金審議会の指導性を強化し、全国的な整合性を確保する必要があるとされる。そこで、1978年以降、中央最低賃金審議会が目安を作成し、地方最低賃金審議会に提示することとなった。また、目安作成の際のランク分けも、この答申を受けてなされるようになっていく⁵。

ただし、この目安制度は、法的な根拠を持つものではなく、中央最低賃金審議会の下につくられた「目安制度のあり方に関する全員協議会」によって数度の見直しをしつつ現在まで運用されてきたものである。したがって、中央最低賃金審議会の目安が各地方最低賃金審議会をどの程度拘束しうるものかは、必ずしも明確ではない。そこで、目安額と各都道府県の最低賃金額を比較すると、目安よりも低い額の改定となった都道府県はごく少数にとどまり（その場合も目安-1円）、大半が目安通りまたは目安より1～3円程度高い改定額となっている⁶。そうしたことから、各都道府県の地方最低賃金審議会では、目安をなるべく下回らないように、目安よりも数円上積み of 金額で妥結する傾向にあったことが読み取れる。図2から、宮崎の地域別最低賃金も目安と比べて-1～+3円の間で推移しており、大きく目安と異ならないにしても、必ずしも例年、目安通りというわけではなかったことがわかる。

この傾向は、2017年度に大きな変化を遂げる。Cランクの新潟、Dランクの鳥取・宮崎・沖縄がいずれも目安額プラス1円とした他は、すべての都道府県が目安額どおりの答申を出している。こうした状況は従来なかったものであり、政府の方針転換により、目安が単なる参考にとどまらず、実質的に地方最低賃金審議会を拘束するに至っていることがうかがえる。目安額と併せて出される、中央最低賃金審議会の公益委員見解や答申の内容をみると、審議にあたり、政策（2017年度は働き方改革実行計画）への「特段の配慮」を強く押し出す点では、ここ数年と共通しているが、さらに、「特に非正規雇用労働者の処遇改善が社会的に求められていることを重視」した上で、過去最高の引き上げ額をもたらす目安額を取り決めたと記されているのは、例年になかった点である⁷。

このように、政府の意向を強く反映した目安額から逸脱しないよう、各地方最低賃金審議会が「付度」した結果、たとえば九州では、Cランクの福岡県を除き、すべての県が全国最低額の737円となってしまった。これは、従来の流れからすると、「異常な出来事」である。たしかに、福岡県以外の九州各県はいずれもDランクに属する。しかし、同じDランクといっても、鹿児島と宮崎の経済状況はそれぞれ異なる。そのため、2016年度の地域別最低賃金に見られるように（鹿児島715円、宮崎714円）、最低賃金額が異なることが通例であった。おおむね、九州のDランク集団のなかで、鹿児島が若干リードしつつ、2014年度のように、佐賀が鹿児島と同額に並ぶという年もあった。仮に宮崎が2017年度に、目安どおりの引き上げ額としていけば、鹿児島の優位性は従来通りとなったかもしれないが、前年度、沖縄県と並んでワースト1位の714円だった宮崎は、目安通りの22円引き上げに留まれば全国単独最下位の最低賃金額となってしまう。単独最下位となるのを嫌った沖縄・宮崎の両県は、目安額に1円積み増しする他に選択肢が残されていなかった。その結果、高知と沖縄の他は九州の各県が肩を並べて全国最下位の座を占める結果となっているのである。

目安の拘束力がここまで強まってしまうと、どのランクに属するかのみで引き上げ額が自動的に決まってしまう、県の個別の状況に応じた議論を、各都道府県の地方最低賃金審議会でする余地はほとんどなくなってしまいかねない。議論をするとしても、近隣都道府県の審議状況を横にらみし、これ以上他県に差をつけられないことだけを目指すにとどまるであろう。そうなると、地方最低賃金審議会の存在意義はいったいどこにあるのだろうか。さらに、そうやって決定された地域別最低賃金額の正当性は保たれているといえるのか。

3-2 生活保護費との比較

そもそも地域別最低賃金は、額の決定にあたり、最低賃金法9条2項および3項にて、考慮すべき要素が定められている。まず、9条2項では、「地域における労働者の生計費及び賃金並びに通常の事業の賃金支払い能力」を考慮して決定されなければならないとする。上述のとおり中央で定めた目安の拘束力が強まる今日、9条2項の「地域における」といった要素はほとんど薄れ、9条1項で、賃金の低廉な労働者へ賃金の最低額を保障するため、全国各地域で最低賃金を決定するようにしたという地域別最低賃金の趣旨を損ないつつある。

くわえて、9条3項では、9条2項で定める「労働者の生計費」を考慮するにあたっては、「労働者が健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮するもの」としている。この9条3項は、最低賃金法2007年改正で追加されたも

のであり、具体的には、生活保護を最低賃金が下回らないようにするということを意味する⁸。最低賃金法2007年改正により、生活保護と最低賃金との比較という観点が導入されたのは、生活保護を受給するより低い賃金しか手にできず、いつまでも貧困から抜け出せないという「ワーキングプア」が当時問題になり、生活保護と最低賃金の「逆転現象」を解消する必要があるとされたためであった⁹。そこで、最低賃金の審議に先立ち、生活保護が最低賃金を上回っていないかが確認されるようになった。2007年改正法は2008年7月1日に施行され、この年の地方最低賃金審議会での審議から、最低賃金額が生活保護を下回る都道府県については、生活保護との「乖離」額を埋めるため、目安よりも高い引き上げ額を定めるよう、中央最低賃金審議会が答申が出されている¹⁰。2008年度当時、北海道・青森・宮城・秋田・埼玉・千葉・東京・神奈川・京都・大阪・兵庫・広島は12都道府県が「乖離」をなくしていく必要ありとされ、その結果、2008年度の引き上げ額は、東京が27円、神奈川県に至っては30円にのぼる。両県が属するAランクの、この年度の目安額は15円であることからしても、異例の引き上げ額である。他の10県でも、目安を大きく上回る額の引き上げが行われている。

これ以降、2014年度を最後に日本全国で乖離が認められなくなるまで、乖離解消を目指した大幅な引き上げが一部の都道府県で毎年なされた結果、生活保護と最低賃金との乖離が生じていないとされ、ほぼ目安どおりの改定額にとどまった県と、とりわけ首都圏との最低賃金額との開きは大きくなる一方であった。これまで乖離が存在しないとされてきた宮崎と、乖離解消のための引き上げ幅が最も大きかった東京とを比べてみると、乖離額解消が考慮されるようになる前の2007年度地域別最低賃金は東京739円、宮崎619円と120円の差であったのに対し、乖離解消の措置が最後に行われた2014年度は東京888円、宮崎677円と、その差は211円に拡大し、引き上げ額も、東京の149円に対し、宮崎は58円にとどまっている。

しかし、本当に宮崎では乖離が生じていないのか、疑問の余地がある。たとえば2017年度では、最低賃金103,246円、生活保護88,444円で最低賃金が生活保護の額を超えているという扱いになっている¹¹。両者の比較に際して、最低賃金および生活保護は、以下のように計算されてきた。まず、1月の所定労働時間いっぱい(173.8時間)働くという前提で、最低賃金額に173.8を掛ける。さらに、「時間額693円(前々年度の宮崎県最低賃金)で月173.8時間働いた場合の前々年度の税・社会保険料を考慮した可処分所得」の総所得に対する比率、0.832を掛けると、最低賃金が算出できる(前々年度の最低賃金額×173.8×0.832)。生活保護は、12~19歳単身の生活扶助基準に住宅扶助基準を加えて算出する。こうして計算した「最低賃金」「生活保護」の額は、生活保護を受給して暮らしている者ならびに最低賃金で働き生活している者の実態を表すものとはなっていない。年末年始や祝日等関係なく、法定労働時間の上限ぴったりで働くことを前提とするなど、最低賃金の計算方法についても問題が多数あるが¹²、とりわけ生活保護の額の計算については問題が多い。まず、若年単身世帯での生活扶助基準を計算に用いる点については、従来も疑問が呈されてきた¹³。なぜなら、生活保護受給に際して、世帯の人数・年齢により生活扶助基準が異なっていることや、母子家庭等については加算額が存在することもすべて考慮の対象外となり、たとえばシングルマザーが生活保護を受給している場合の受給額よりも相当程度低い額を生活保護の額とすることになるためである。すなわち、若年単身世帯の生活扶助を基準とすることで、生活保護の額は、実態よりも低く表されるのである。つぎに、ここでいう生活扶助基準は、当該都道府県の人口加重平均値が採用されている。生活扶助は生活水準の差により、全部で6級地に分かれ、宮崎県では、宮崎市のみが2級地-1で、都城市と延岡

市が3級地-1、その他の市町村はすべて3級地-2と最下位にランク付けされている。これらの市町村をひとくくり人口加重平均してしまうと、宮崎市で得られる生活扶助の額よりもはるかに低い水準となり、計算後の生活保護も全国で最低ランクの金額となるのは当然である。仮に、生活扶助基準に県庁所在地の生活扶助基準を採用し、かつ、住宅扶助についても、家賃が必要ない世帯（持ち家世帯や、入院入所世帯）を分母に含める住宅扶助実績値ではなく、住宅扶助特別基準（上限値）とした上で最低賃金との比較を行うと、宮崎のみならず、全都道府県で最低賃金が生活保護をはるかに下回る可能性も示唆されているところである¹⁴。そうした方法をとらず、生活保護の額が極力低くなるやり方を最低賃金と生活保護との比較で用いることで、一部の都道府県にしか乖離を認めず、また、現在、全国で乖離が解消したとされていることには、強い疑問がある。

3-3 各都道府県における最低賃金の意義

以上、生活保護との比較という要素が地域別最低賃金の決定において考慮されるようになった影響およびその問題点を検討した。そもそも、国家による公的扶助の一環としての生活保護と、「仕事への報酬」についての基準を定める最低賃金とは、その出発点や制度設計が大きく異なり、両者の整合性をもたせるのは容易なことではない¹⁵。よって、上記の問題点が生じるのは当然ともいえよう。

さらに、一口に地域別最低賃金といっても、その意義は各都道府県によって著しく異なっている。本節では、宮崎県と他都道府県では最低賃金の持つ意義がいかに異なるかについて述べる。

2で述べたとおり、全国の地域別最低賃金の目安はA~Dの4ランクに分けて示されている。最低賃金水準に労働者の賃金分布が張り付き、勾配が急な山になっている状態を「スパイク」と呼ぶが、このスパイクの存在がパートタイム労働者について確認できるのが、Dランクおよび一部のCランクの特徴である¹⁶。こうした地域では、最低賃金の引き上げが労働者の賃金額に与える影響が大きく、地域別最低賃金は「賃金の下支え効果を一定程度果たしている」とされる¹⁷。それに対し、AおよびBランクの地域では、地域別最低賃金付近での労働者の密集がみられることは少なく、こうした下支え効果は十分には果たされていない¹⁸。すなわち、最低賃金を上回る額で働く労働者が多いため、最低賃金が引き上げられても、下位のランクほどの大きな影響は生じないのである。

宮崎の最低賃金はこれまで、Dランクの中でも最低額付近に位置し、とりわけパートタイム労働者についてスパイクの存在が認められる。また、パートタイム労働者ほどスパイクが顕著ではないにしても、相当数の一般労働者が最低賃金付近の賃金で張り付いているのも、宮崎県の特徴である。したがって、都市部の都道府県と比べて、宮崎では最低賃金の果たす役割が大きいといえる。実際、コンビニエンスストアのアルバイトなどの時給は、ほぼ最低賃金と同額に設定されていることが多く、例年、当該年度の地域別最低賃金が発効するとその額に合わせて時給が引き上げられている。それに対し、東京などでは、人手不足も相まって、同じ系列のコンビニエンスストアで働くにしても、最低賃金よりもかなり高く時給が設定されていることは珍しくない。東京と宮崎とでは、最低賃金額自体に大きな違いがある上に、その低い最低賃金ぎりぎり据え置かれた時給で働くとなると、宮崎の労働者の賃金が自ずと安くなるのは当

然である。

さらに、最低賃金の下支え効果が大きい宮崎のような県だと、使用者側にとっても最低賃金の影響は大きくなる。とりわけ、中小企業の多い宮崎は、最低賃金引き上げにともない従業員の賃金を例年上げざるを得ないと、人件費の増大につながり、経営へのダメージを引き起こすことが危惧される。とりわけここ数年は最低賃金の引き上げ額が大きくなっているため、企業経営への影響は無視できないものになっている。中小企業の経済的支援を図るため、事業場内での賃金を引き上げた場合に、生産性向上のための設備投資にかかった費用を一部助成するという業務改善助成金が、「最低賃金引き上げに向けた中小企業・小規模事業者支援事業」の一環として一応、準備されてはいる¹⁹。しかし、在庫管理を効率化するためのPOSレジシステムや、送迎時間を短くするリフト付き特殊車両を導入する場合などに助成金の利用用途が限られ、業務改善計画の策定や業務実績報告書の提出を義務づけられるなど手続きも煩雑であるため、必ずしも使い勝手がよいものとはなっておらず、中小企業の支援策としてはなお不十分である。こうした状況を考えると、あまりに急激な最低賃金引き上げは、企業の倒産を招き、労働者の失業を増加させることにつながりかねないという危惧も根拠のないものとは言いがたい²⁰。目安額が急上昇している昨今、目安額を大きく上回る引き上げに使用者側のみならず労働者側も慎重とならざるを得ない状況にあるのである。目安額の設定に際して、A→B→C→Dとランクが下がるごとに小さい額が設定されるため、ただでさえDランクの県は低い引き上げ額にとどまり、さらに、地域別最低賃金の決定に際して目安にほとんど上積みできないとなると、宮崎のような県は最下位か下から二番目あたりから「脱出」できる機会はますますなくなり、都市部との賃金格差は開く一方となろう。

4. 特定（産業別）最低賃金の問題点

3では、地域別最低賃金の問題点について検討した。地域別最低賃金の諸問題は、中央で目安を定め、それをもとに地方最低賃金審議会で改定額を定めるという構造に由来する部分が多い。そもそも各年度の目安が根拠に基づき適切に定められているか自体も、以前から疑問視される場所である²¹。また、諸外国をみると、全国一律の最低賃金を定めているところも多く、各都道府県で異なる最低賃金を設定するというのは最低賃金の制度設計において必然とはいえない。その他、再検討されるべき点がなお多数存在する地域別最低賃金に対して、この章でみる特定（産業別）最低賃金は、異なる問題構造を抱えている。

とりわけ使用者側から、特定（産業別）最低賃金については、以前より不要論が出されている²²。すでに地域別最低賃金があるのに、さらにそれを上回る最低賃金を産業別に設定するのは、「屋上屋を架す」もので、廃止すべきというのである。こうした主張を受け、2007年の最低賃金法改正に際しては、従来、産業別最低賃金と呼ばれていたものを特定最低賃金と名称変更し、「当該労働者若しくは使用者に適用される一定の事業若しくは職業に係る最低賃金」（最低賃金法15条）と定義した上で、最低賃金法上の罰則を特定最低賃金には適用しないこととした。その結果、地域別最低賃金の不払いが最低賃金法40条に基づき50万円以下の罰金となるのに対し、特定最低賃金の不払いは労働基準法24条違反で30万円以下の罰金とされる。

宮崎県では、かつてさまざまな業種に産業別最低賃金が設定されていたが、徐々に業種の数が増え、1990年段階では、①肉製品、乳製品製造業、②製糸業・紡績業、③ねん糸製造業、

④電気機械器具製造業、⑤各種商品小売業、⑥自動車小売業の六業種にまで絞られた。近年では、②と③が廃止され、①、④、⑤、⑥を基本とした形での、以下の四業種について産業別最低賃金が決定されている。

- a. 部分肉・冷凍肉、肉加工品、処理牛乳・乳飲料、乳製品製造業最低賃金
 - b. 宮崎県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金
 - c. 宮崎県各種商品小売業最低賃金
 - d. 宮崎県自動車（新車）小売業最低賃金
- cは、衣食住それぞれに関する商品の一つの事業場で扱っている場合（ボンベルタ橋や山形屋など）に適用される最低賃金である。

全国的に見ると、特定最低賃金が設定されているのは、圧倒的に製造業が多く、非製造業については、宮崎と同様、各種商品小売業関係、自動車小売業関係が中心を占める²³。製造業では、香川で冷凍調理食品製造業、沖縄で糖類製造業、石川で洋食器・刃物・手道具・金物類・金属素形材製品等の金属製品製造業といった、伝統的な地場産業に特定最低賃金が設定されている場合も多く見受けられる。宮崎のaはこれにあたる。

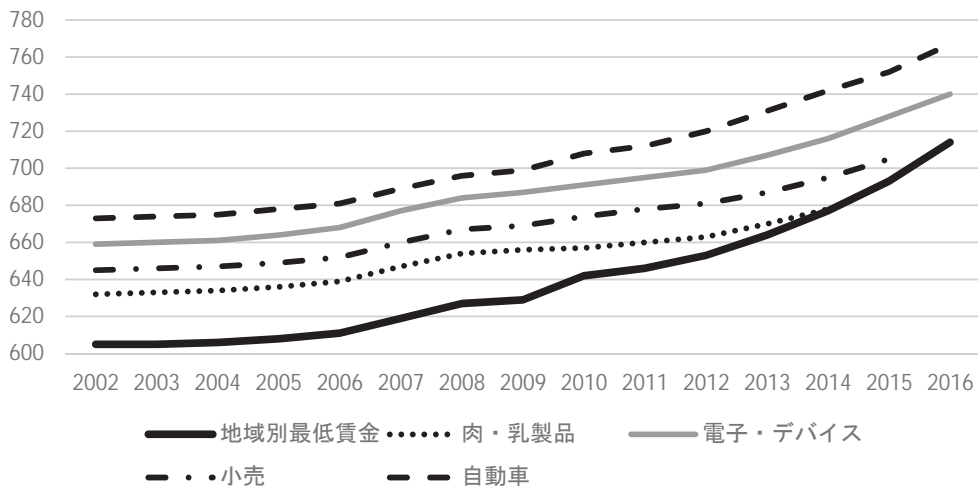


図3 宮崎県の地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金

しかしながら、これら4業種の最低賃金は、ここ数年の地域別最低賃金上昇のあおりをうけ、すべての業種について設定することが困難になってきている。まず、aの肉製品・乳製品に関しては、2015年度以降、現在にわたって改正がなされていない。aは4業種のなかでも例年、決定額が最も低い最低賃金である上、口蹄疫等、肉・乳業界を取り巻く状況の厳しさもあって、例年、引き上げ率も小さくならざるを得なかった。その結果、徐々に地域別最低賃金に追いつかれ、2014年度では地域別最低賃金677円、肉製品・乳製品製造業678円と、1円差にまで迫った。翌2015年度の地域別最低賃金が693円と決定されたことから、肉製品・乳製品製造業に最低賃金を設定するには、それを上回る、最低でも694円の最低賃金額となる必要がある。そのためには、16円の引き上げを要求されるが、この業種では従来、最高でも8円の引き上げ額しか認

められたことがなく、16円の引き上げというのは前代未聞であった。そこで、2015年度の肉製品・乳製品製造業最低賃金については改正を行わず、地域別最低賃金を適用した。このように、地域別最低賃金が特定（産業別）最低賃金を追い越し、特定（産業別）最低賃金の設定ができなくなる現象は、cの各種商品小売業についても同様にみられ、2015年度に705円で決定したのを最後に、それ以降の改正をせず、地域別最低賃金が適用されている。

その結果、2017年度では実質的にbおよびdの特定（産業別）最低賃金のみが生き残り、宮崎地方最低賃金審議会の審議を経て引き上げ額が決定されることになる。とりわけdの自動車（新車）小売業は、第1・20分位数、第1・10分位数、第1・4分位数のいずれをとっても、他の三業種よりはるかに高い賃金額となっており、最低賃金の影響率（賃金額が改定後の最低賃金額を下回っている労働者の割合）が低い。また、bの電気機械器具等製造業は、dの次に経営状況が良好である。他方、宮崎では、cの各種商品小売業やaの肉製品・乳製品製造業の賃金が低く、とりわけcの各種商品小売業については、パートタイム労働者が多いこともあって、影響率が高い。さらに、aの肉・乳製品製造業は、宮崎の地場産業として重要であり、特定（産業別）最低賃金の下支えにより産業を保護していくことに一定の意義があろう。これらcやaのような産業にこそ、本来は特定（産業別）最低賃金の機能が発揮されるはずであったが、地域別最低賃金の急激な引き上げについていくことができず設定が不可能となり、それほど経営状況が逼迫していない産業にのみ設定が許されるという現状には、大きな問題がある。これは、地域別最低賃金について、最低賃金による賃金下支え機能の大きい下位ランクの県（C、Dランク）と、下支え機能が働かず最低賃金よりも高い水準で賃金が設定されている上位ランク（A、Bランク）の都道府県で生じている状況とも類似している。下位ランクの地域別最低賃金は引き上げが困難なため低い額にとどまり、上位ランクとの賃金格差は広がる一方であると3-3で上述したが、影響率の高い特定（産業別）最低賃金は地域別最低賃金に吸収され、さほどそれらが高くないものについては、地域別最低賃金をさらに上回る引き上げ率にて最低賃金が決定されることにより、肉・乳製品や小売業と、自動車販売業や電気機械器具等製造業との賃金格差はさらに大きくなると思われる。

こうした特定（産業別）最低賃金の「消滅」傾向は宮崎にとどまらない。東京では、すでに2014年度を最後に、特定（産業別）最低賃金の決定が全業種で行われず、地域別最低賃金一本となっており、全国的にも、特定（産業別）最低賃金の改正が行われる業種が減少している。地域別最低賃金に対する特定（産業別）最低賃金の比率をみると、110%未満となる特定（産業別）最低賃金が59.8%を占め、すでに過半数の特定（産業別）最低賃金が地域別最低賃金との優位性を確保できていない²⁴ことからすると、今後さらに、特定（産業別）最低賃金は地域別最低賃金に飲み込まれ、消滅していくことが予測される。そうすると、最低賃金法が前提とする、地域別最低賃金と特定（産業別）最低賃金の二本立て構造も成り立たなくなり、最低賃金全体の見直しが迫られよう²⁵。産業別（特定）最低賃金については、そもそも、なぜ一部の業種についてのみ、地域別最低賃金よりも高額な最低賃金が設定されなければならないのか、その設定に際して、本当に、地域別最低賃金と同様な審議会方式が望ましいのか等、検討されるべき課題は多い。しかし、日本ではドイツと異なり産業横断的に労働組合が組織されていないことから、産業別の労働協約で一律に最低賃金を定めるといったことは困難であり、とりわけ宮崎のように中小企業の多いところでは、労働組合自体存在しないところも多い。そうした中、産業別最低賃金の設定につき、国レベルでの取り組みを一切やめると、地方の賃金水準上昇

を促す要素が減り、その水準はますます低位にとどまってしまいかねない。したがって、何らかの形で、(一定程度の見直しは必要であるとしても) 特定(産業別)最低賃金の制度自体は維持すべきであると考ええる。

おわりに

これまで述べてきたことにより、次のことが確認できる。ここ数年、政府のイニシアティブにより、地域別最低賃金に関して目安の拘束力が強まって、各都道府県の地方最低賃金審議会の存在意義が失われつつある。また、最低賃金額の決定に際して、宮崎では生活保護と最低賃金との「乖離」なしとされたため、「乖離」を埋めるための最低賃金引き上げがなされてきた都市部との格差が広がったが、生活保護の算定が宮崎において適切になされ、本当に「乖離」がないと言えるかには疑問がある。さらに、宮崎ではとりわけパートタイム労働者に対する最低賃金の影響が大きく、最低賃金に賃金の下支え効果が見られ、同時に、最低賃金引き上げによる使用者への影響も大きい。中小企業の多い宮崎では、最低賃金の上昇に際して、経営への支援が必要となるが、現状の業務改善助成金を中心とした支援策ではいまだ不十分であり、このことも、急激な最低賃金引き上げに踏み切れない理由の一つとなっている。

また、特定(産業別)最低賃金については、昨今の地域別最低賃金の大幅上昇についていけず、地域別最低賃金に「飲み込まれる」現象が宮崎でも起きており、とりわけ賃金の下支え効果が大きい業種ほど、特定(産業別)最低賃金が消滅していく傾向にある。

宮崎での最低賃金を取り巻くこれらの状況は、もちろん、宮崎のみで生じているわけではなく、地域別最低賃金、特定(産業別)最低賃金のいずれについても、それらの制度の「ひずみ」「ゆがみ」が最も大きく出ている県の一つが宮崎である。特段の根拠も示されず、いわば「名人芸」に頼って決定された目安²⁶の段階で、Dランクの宮崎は、例年、他のランクよりも低い額の日安額とされており、その目安を受けて決定される毎年の引き上げ額は、積もり積もって他のランクの都道府県と差が付く一方である。生活保護の算定方法のまずさも、生活扶助基準の級地が低い市町村が多数を占め、かつ持ち家が多い宮崎の最低賃金を低い額に見積もる方向に働いている。助成金頼みの企業支援策に留まることも、大企業の少ない宮崎の最低賃金上昇の足かせとなっている。これらが複合的に組み合わさって、ボディーブローのようにじわじわと影響を与え、宮崎の最低賃金は全国最下位という地位をいわば不動のものとしているのである。

しかし、上述のとおり、最低賃金は本来、宮崎のような県でこそ、本来の下支え機能を発揮し、意味を持つ。にもかかわらず、宮崎を取り巻く最低賃金の状況は、研究者の関心をこれまで引くことはなかった。宮崎県内でも、改定された最低賃金額ですらよくは知られておらず、最低賃金への関心はさほど高くない。宮崎の賃金が低いことに漠然とした不満を持つ若者は多いが、賃金上昇に向けた何らかの自発的なアクションへは結びつかず、「誰かがどこかで」自分たちの賃金を上げてくれることをただ願うにとどまっているように見える。こうした風潮は、決して若者のみのせいというわけではなく、政府主導での賃上げが最低賃金を通じて目指されている、いわば「官製賃上げ」とでもいうべき、歴史的には異常な状況がもたらしたものであろう。

宮崎のような全国最低ランクの最低賃金が都市部との格差を縮めるにあたり、最低賃金制度を地方の実態に基づき見直し、その制度が引き起こしている「ひずみ」についてさらに研究を

進め、最低賃金制度を再構築することが急務とされる。本論文はその端緒となるものである。また、これから最低賃金の格差是正に向けてどういう積極的方策をとるべきか、地方の労働者や労働組合は主体的に検討し、新たな取り組みにチャレンジすべき時期が到来している。

(※注記) 筆者は2017年現在、宮崎地方最低賃金審議会の公益委員であるが、本論文は公益委員としての何らかの個人的見解を表明するものではなく、あくまで一研究者としての研究成果を記したものにすぎない。なお、上記の内容は、2017年10月10日時点のものである。

¹ 季刊労働法254号特集論文(2016年)、道幸哲也「最低賃金額決定手続と最低賃金法の改正」季刊労働法218号(2007年)119頁、橋本陽子「最低賃金法改正の意義と課題」ジュリスト1351号(2008年)57頁、中窪裕也「最低賃金法制の新しい出発」季刊労働法222号(2008年)55頁、柳澤武「最低賃金法の再検討」日本労働法学会誌111号(2008年)11頁、濱口桂一郎「最低賃金の法政策」季刊労働法226号(2009年)229頁など。

² 井尻雅之「最低賃金制度の現状と地方における取り組み－大阪(連合大阪)の取り組みを中心に－」季刊労働法254号(2016年)44頁以下では、大阪府の最低賃金に着目し、連合大阪のこれまでの取り組みと今後の課題について述べている。

³ 産業別最低賃金は最低賃金法2007年改正で特定最低賃金と名称変更されたが、現在でも産業別最低賃金と称されることが多いため、本論文では両名称を併記している。

⁴ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/12/s1202-3h.html> の「地域別最低賃金の推移」を参照し、グラフ化した。

⁵ 「今後の最低賃金のあり方について」昭和52年12月15日中央最低賃金審議会答申
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/10/s1021-5g3.html>

⁶ <http://www.mhlw.go.jp/shingi/2003/10/s1021-5e5.html>

⁷ 「平成29年度地域別最低賃金額改定の目安に関する公益委員見解」

<http://www.mhlw.go.jp/file/04-Houdouhappyou-11201250-Roudoukijunkyouku-Roudoujoukenseisakuka/17072712.pdf>

⁸ 菅野和夫『労働法第11版補正板』(2017年、弘文堂)447頁。

⁹ 菅野・前掲445頁など。

¹⁰ 中央最低賃金審議会「平成20年度地域別最低賃金額改定の目安について(答申)」
<http://www.mhlw.go.jp/shingi/2008/08/dl/s0806-8a.pdf>

¹¹ 「生活保護と最低賃金」(平成29年度中央最低賃金審議会目安に関する小委員会(第2回)資料)
<http://www.mhlw.go.jp/file/05-Shingikai-11201250-Roudoukijunkyouku-Roudoujoukenseisakuka/17071202.pdf>

¹² 桜井啓太「最低賃金と生活保護の逆転現象発生メカニズムとその効果」大原社会問題研究所雑誌663号(2014年)5頁以下。

<http://oohara.mt.tama.hosei.ac.jp/oz/663/663-01.pdf>

¹³ 日本弁護士連合会「最低賃金制度の運用に関する意見書」2011年6月16日

http://www.nichibenren.or.jp/library/ja/opinion/report/data/110616_5.pdf

¹⁴ 桜井啓太「最低賃金と生活保護－最低賃金決定における生活保護水準の妥当性」貧困研究10号(2013年)105、107頁。

¹⁵ 岩田正美「最低賃金制度と生活保護制度」社会政策2巻2号(2010年)5頁以下など。

¹⁶ JILPT『2007年の最低賃金法改正後の労働者の賃金の状況』(2016年)

<http://www.jil.go.jp/institute/siryō/2016/177.html>

¹⁷ 関根由紀「2007年改正最低賃金法と社会保障との関係性を改めて考える」季刊労働法254号(2016年)18頁以下。

¹⁸ 関根・前掲19頁。

¹⁹ http://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/koyou_roudou/roudoukijun/zygyonushi/shienjigyuu/03.html

²⁰ 最低賃金が企業の倒産や失業の増加につながるかについては、以前から議論がある。大竹・川口・鶴『最低賃金改革』日本評論社(2013年)などを参照のこと。

²¹ 神吉知郁子「最低賃金制度の役割」季刊労働法254号(2016年)7頁。

²² 玉井金五「社会政策の視点からみた最低賃金制度とその現代的課題」季刊労働法254号(2016年)35頁。

²³ 平成28年度は、各種商品小売業関係の特定最低賃金が全国で31件、自動車小売業関係の特定最低賃金が24件にのぼる(労働調査会出版局編『平成29年度版最低賃金決定要覧』[労働調査会・2017年]11頁)。

²⁴ 井尻・前掲50頁。

²⁵ 玉井・前掲40、43頁。

²⁶ 神吉・前掲7頁。